

千葉市監査委員告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

令和元年9月4日

千葉市監査委員	大木正人
同	宮原清貴
同	森山和博
同	三須和夫

31千総業第141号
令和元年8月28日

千葉市監査委員 大木 正人 様
同 宮原 清貴 様
同 森山 和博 様
同 三須 和夫 様

千葉市長 熊 谷 俊 人

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成28年度及び平成30年度の包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により別紙のとおり通知します。

平成28年度包括外部監査

監査のテーマ：介護保険事業における財務に係る事務の執行について

第3 外部監査の結果

II 介護保険事業の監査の結果について

3. 介護サービスに係る申請から指定までの事務について

(3) 結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>①要介護認定の所要日数について【介護保険課】 (報告書P42)</p> <p>【現状・問題点】</p> <p>介護保険法第27条第11項によると、原則として申請のあった日から30日以内に認定結果を通知することになっているが、千葉市においては要介護認定の所要日数が30日を常態的に超過している。このように日数を要する主な原因としては、訪問調査実施のための日程・担当者調整の遅れ、主治医意見書の提出の遅れ等によって審査にかけられる日程が後ろにずれこんでしまうこと等が挙げられる。特に、千葉市の場合は、調査員の欠員による日程調整遅れが原因となっている。</p> <p>千葉市の特徴として、審査会は毎日開催されており、審査会関連事務や認定結果通知関連事務についても速やかに実施できる体制が整備・運用されていることから、一次判定以降の日程のこれ以上の短縮は難しい。</p> <p>逆に、訪問調査の実施については県内他都市や全国平均と比較しても相当日数を要している状況であり、日数短縮の余地が十分にあるものと考えられる。</p> <p>なお、千葉市において訪問調査の実施までに時間をしている根本的な原因是認定調査員の不足にあると考えられる。千葉市においては現在においても認定調査の9割程度を直営で実施しており、認定調査を広く外部事業者に委託できる体制が整っていない。一方で、他の政令市では直営比率が5割程度であり、認定調査を広く外部事業者に委託できる体制を整備している自治体もあり、そのような自治体では認定申請から調査実施までの平均日数は千葉市よりも7日～9日程度短縮できている。</p>	<p>認定調査委託の受け皿となる事業者を増やすため、事業者が代行で介護保険の申請を行う際に認定調査委託の依頼をする等の取組みを行った。</p> <p>この結果、認定調査委託を行う事業者は、平成29年度の499法人から平成30年度は584法人と增加了。</p>

【結果】

現時点においても認定申請日から審査判定日までの平均日数は県内他都市や全国平均と比較して短い状況にはあるものの、あくまで介護保険法上の原則である30日以内により近づけていく努力が必要である。

千葉市の場合、認定調査を広く外部事業者に委託できる体制が十分に整備されていないため、中長期的には、事務受託法人の導入のような方策が有効であると考えられるが、それが効果を発揮するまでの期間についても、認定調査委託の受け皿となる事業者を増やすような仕組みを構築するよう要望する。

平成28年度包括外部監査

監査のテーマ：介護保険事業における財務に係る事務の執行について

第3 外部監査の結果

II 介護保険事業の監査の結果について

9. 介護保険住宅改修費の給付等について

(3) 結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>①会計間の費用負担について【介護保険課・高齢福祉課】（報告書P75）</p> <p>【現状・問題点】</p> <p>住宅改修に係る審査等業務委託の契約金額は15,125,000円であり、その業務委託経費を高齢福祉課と介護保険課が折半して負担している。その根拠は、予算編成時点での調査予定件数を次のとおり設定していることによる（平成28年度予算編成ベース）。</p> <p>i 各課における調査予定件数</p> <p>(i) 高齢福祉課：124件×2回=248件</p> <p>(ii) 障害者自立支援課：43件×2回=86件</p> <p>(iii) 介護保険課は申請案件から抽出して業務委託の案件とするため、件数は調整可能であるとしている。したがって、高齢福祉課と同数の248件としている。</p> <p>ii 調査予定合計数：582件</p> <p>ちなみに、過去の施行決定時予定数は次のとおり増加するものとして設定されている。平成27年度：492件、平成26年度：478件、平成25年度：418件</p> <p>しかし、このような調査予定件数を根拠とする業務委託経費の折半については、次のような問題がある。</p> <p>i 一見して、高齢福祉課と介護保険課との調査予定件数は248件で同数であると判断されるが、実際には、高齢福祉課の248件の中には、介護保険課との併用申請分が8割から9割程度含まれているため、介護保険課の248件とは別に同数が介護保険課分であって、高齢福祉課の248件の中に含まれていると考えられる。</p> <p>ii このような調査予定件数に対して、実績は次のとおりであり、高齢福祉課分として204件（8</p>	住宅改修に係る審査等業務委託の契約金額における介護保険事業特別会計分と一般会計分の按分方法について、平成30年度契約分から、過去の実績に基づき、介護保険事業特別会計：一般会計=65：35に改めた。

割から9割は併用分)、障害者自立支援課分として69件、介護保険課分として246件である(平成27年度業務完了報告書)。そして、高齢福祉課分のうち仮に8割が介護保険課との併用申請であるとすると、実質的に介護保険課分の調査件数は約410件(204件×8割+246件=409.2件)であり、高齢福祉課と障害者自立支援課とを合わせた273件との比率は、介護保険課:(高齢福祉課と障害者自立支援課)=1.5:1の割合が実態であると考えられる。

以上より、現在、会計間で折半されている費用負担割合は、一般会計に過重であり、市費での負担が重いものと考えられる。例えば、上記のような負担割合(1.5:1の割合)で費用を按分した場合、介護保険事業特別会計の負担は約900万円で、一般会計の負担は約600万円とすることも考えられる。

【結果】

以上のように、調査予定件数に基づいた業務委託経費の折半というルールについては、実績に応じた按分比率で再度見直し、その結果を踏まえて業務委託経費の按分を一定のルールに基づき実施されたい。

平成28年度包括外部監査

監査のテーマ：介護保険事業における財務に係る事務の執行について

第3 外部監査の結果

II 介護保険事業の監査の結果について

9. 介護保険住宅改修費の給付等について

(3) 結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>②住宅改修審査等業務委託の積算について【介護保険課・高齢福祉課】（報告書P77）</p> <p>【現状・問題点】</p> <p>住宅改修に係る審査等業務委託契約の一式の中には、積算項目と金額のみ記載した簡単な積算書が添付されている。しかし、各積算項目の内訳について、高齢福祉課や介護保険課で作成した積算内訳書がなく、簡単な積算書の根拠資料となっているのは、当該随意契約の受託者である千葉市住宅供給公社が作成した「業務委託料の積算」という文書であった。この「業務委託料の積算」資料は、元々、次年度予算を編成する過程で予算要求資料の一つとして、高齢福祉課が千葉市住宅供給公社から入手した資料を予算編成用の資料として使用しているものである。</p> <p>事業者の参考見積もりを入手し、その積算項目や単価及び工数等の積算要素を市所管課として精査し、市所管課としての独自の積算資料とすることが適正な予算編成の実現や契約事務の公正性を担保するものと考えられる。</p> <p>また、「業務委託料の積算」の内訳のうち、報酬項目は全体積算金額である15,125千円のうち、12,375千円を占める重要な項目であるが、その労務費単価が市の給料表に基づく現員現給の単価（191,400円）を使用しており、積算単価としては割高になっている。しかもその現員現給単価は事務職、検査員及び看護師の共通単価として使用されている。</p> <p>更に、予算編成時の資料から使用し、契約時の積算内訳書としても事実上使用されている積算書の設定金額が、当該随意契約において、そのまま契約金額になっており、契約事務の公正性や業務改善の視点からの経済性・効率性等から問題が少くない。</p>	<p>【結果①について】</p> <p>平成30年度委託契約分から、市所管課として独自の積算内訳を設計した。</p> <p>【結果②について】</p> <p>平成30年度委託契約分から、委託業務の仕様内容に記載された異なる業務内容（事務職、検査員及び看護師）について、性質に対応した労務費単価の設定をした。</p>

【結果①】

予算編成時に入手した事業者参考見積もり金額が、そのまま契約金額につながることを実務とする事務処理を根本から改める必要があり、当該見積書はあくまで参考として、市所管課としての独自の積算内訳を設計されたい。

【結果②】

委託業務の仕様内容に記載された異なる業務内容の性質に対応した異なる労務費単価の設定を検討されたい。

平成30年度包括外部監査

監査のテーマ：業務委託に係る事務の執行について

第5 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見（各論）

1. 機密文書再資源化処理業務委託（N o. 4）【総務局総務部総務課】

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>(3) 仕様内容（報告書 P74）</p> <p>① 現状分析</p> <p>本委託業務における機密文書の収集の範囲には、本庁舎のほかに各区役所も含まれている。しかしながら、入札に係る設計図書には本庁舎での機密文書の収集回数及び予定数量のみが記載されるにとどまっており、契約書においても各区役所に係る収集回数等が記載されていない。</p> <p>② 原因及び問題点</p> <p>入札募集時において仕様内容が不明確であれば、入札価格の適切な見積もりが困難となるばかりでなく、入札参加の阻害要因にもなりかねない。過去に契約実績があり業務実態を知る事業者以外が入札参加を敬遠する原因となり、競争性が著しく損なわれるおそれがある。</p> <p>また、契約における業務の履行範囲が不明確な状況にあると、市と事業者間の責任関係も不明確になり、適切な業務執行に当たっての阻害要因になりかねない。</p> <p>【指摘】</p> <p>本契約において、各区役所の収集回数、予定期量などの仕様について、設計図書や契約書に明記されたい。</p> <p>また、同一事業者の落札が継続している案件については、仕様内容が特定の事業者でなければ不明確な内容となっていないか、十分に確認されたい。</p>	<p>令和元年度の業務委託契約から、履行範囲を明確にするため、入札募集時の仕様書に、市役所本庁舎以外の機密文書の収集回数及び予定期量等を記載した。</p>

平成30年度包括外部監査

監査のテーマ：業務委託に係る事務の執行について

第5 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見（各論）

1. 機密文書再資源化処理業務委託（N○. 4）【総務局総務部総務課】

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>(4) 積算内訳書の徴収（報告書 P75）</p> <p>① 現状分析</p> <p>本委託業務において、契約者決定時に徴収した積算内訳書は、収集、粉碎などの工程毎の1kg当たり単価が記載されているが、その根拠となる工数や経費などの細目が明示されていない。一方で、同積算内訳書では、各工程の合計金額（60円/kg、税抜）の2/3にあたる40円/kg（税抜）を一括して「値引き」で表示し、その値引の根拠を示すことなく積算内訳を市へ提示している。</p> <p>当該積算内訳に基づき、市は最終的に当該事業者と契約締結している。</p> <p>② 原因及び問題点</p> <p>市では、入札執行時の落札者の決定に当たっては、必ず積算内訳書を徴収し、入札価格の積算根拠等を確認するとともに、最低賃金法など労働関係法令等に照らし、適正な業務の履行確保が可能かどうか十分検証することとしている。本契約においては、入札不調のため随意契約に移行しているが、当該状況を踏まえ、徴収した積算内訳書に基づき、より慎重に業務の履行可能性等を検証することが求められる。</p> <p>本契約事務における積算内訳書は、上記趣旨に鑑みると著しく不十分であり、適切な検証が行われていたとは言い難い。</p> <p>各工程の積算合計の単価に2/3を「値引き」するような内訳書を提示された場合、業務の履行可能性だけでなく、最低賃金法に抵触しているか否かについて、慎重に検討をすべき状況にあったと考える。</p> <p>【指摘】</p> <p>委託先事業者決定に当たっては、積算内訳書に基づき、業務の履行可能性や労働関係法令等を遵守可能な内容であるかどうかを十分に検討されたい。</p> <p>積算内訳書で業務内容毎に積算内訳が示されて</p>	<p>本業務委託については、令和元年度契約から、値引き額の記載のない業務内容毎の積算内訳をもとに積算根拠及び履行確保が可能であることを確認し、落札者を決定した。</p>

いたとしても、本契約事務のように、値引額で一括調整されているようなものは、業務の履行可能性等を検証する上で不十分である。市による適切な指導の下、検証するに足る積算内訳書を徴収されたい。

平成30年度包括外部監査

監査のテーマ：業務委託に係る事務の執行について

第5 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見（各論）

10. 市役所コールセンター等構築・運用業務委託（No.51）【市民局市民自治推進部広報広聴課】

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>（2）審査会による審査（報告書P100）</p> <p>① 現状分析</p> <p>平成28年度末で市役所コールセンターの業務委託契約が満了することに伴い、次期コールセンターへの更新を予定していたが、年度切り替えに伴う繁忙期における市民サービスの低下を避けるため、更新時期を平成29年4月から12月に変更した。これに伴い、現行コールセンターの運用を11月30日まで継続することとしたため、従来の委託先事業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の定めに基づき、随意契約を締結している。</p> <p>「千葉市市民局入札参加資格等審査会設置要綱」によれば、1件当たりの設計金額（予定価格）が1,000万円以上のものに係る随意契約について、「随意契約の相手方及び理由に関すること」を審査会で審議することとしている。</p> <p>本随意契約の予定価格は4,500万円（税抜）であることから、「随意契約の相手方及び理由に関すること」の審査を要求されるが、入札参加資格等審査会が開催されていない。</p> <p>② 原因及び問題点</p> <p>「千葉市市民局入札参加資格等審査会設置要綱」では審査会による検討が必要とされているが、発注課担当者の失念により開催されなかったとのことである。審査会を設置する目的は、審査機能の強化を図るとともに、手続の透明性及び公平性を確保し、適切かつ合理的な審査を行うことにあるが、当該趣旨が十分に理解されておらず、契約事務に対する意識が低いことが原因であると考える。</p> <p>【指摘】</p> <p>審査の機能強化を図り、手續の透明性及び公平性を確保する観点から、審査会設置要綱に基づき、適正に審査を実施されたい。</p> <p>本委託業務においては、当初計画を変更し、委託先事業者と継続して随意契約を締結するもので</p>	<p>今後、業務委託等の契約を締結する際には、「千葉市市民局入札参加資格等審査会設置要綱」に基づき同審査会を開催し、参加資格や随意契約の理由について十分な審議を行うよう、所属長から所属職員に対して周知徹底した。</p>

あるから、審査会において、特に随意契約の理由について十分な審議が必要であったと考える。

平成30年度包括外部監査

監査のテーマ：業務委託に係る事務の執行について

第5 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見（各論）

13. 千葉市臨時福祉給付金（経済対策分）支給業務一括委託（No. 57）【保健福祉局保健福祉総務課】

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>（2）再委託の管理（報告書 P107）</p> <p>① 現状分析</p> <p>市は平成26年度から臨時福祉給付金業務関係の委託を行っており、平成27年度より、コールセンター、人材派遣等の業務を一括して委託している。</p> <p>平成29年度の事業者選定に当たり、市では契約方法を随意契約として、前年度の給付金業務を委託した日本電気株式会社千葉支社を委託先事業者として選定している。これは、本委託業務の内容が多岐に亘るため、契約の相手方の変更は事務の引継ぎやスタッフの研修に膨大な時間と労力を要することから、効率的な業務運営の継続性に鑑みたものである。</p> <p>本委託業務に含まれる各業務の履行は、</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) コールセンター業務・・・NEC ビジネスプロセッシング株式会社 (b) 区役所受付窓口業務・・・NEC ネクサソリューションズ株式会社 (c) 事務処理業務・・・NEC ネクサソリューションズ株式会社、株式会社トウインクル (d) 参照システム構築・運用業務・・・NEC ソリューションイノベータ株式会社 <p>が担っており、委託先事業者は全体管理業務を行っている。</p> <p>委託先事業者は、再委託先4者についての再委託承認願を平成29年1月4日に提出しているが、市ではこれに対して委託承諾書を発行していない。</p> <p>② 原因及び問題点</p> <p>委託契約書第7条3項によると、受注者が業務の一部を第三者に再委託する場合には、事前に発注者の承諾を得なければならないとされているが、平成29年度の委託事務においては委託承諾書を発行していないため、当該条項に違反している。</p> <p>【指摘】</p> <p>委託契約の履行責任の所在を明確にするため、</p>	<p>当該監査の結果を受けて発出された平成31年3月29日付け契約課長通知「適正な入札・契約の執行について」に基づき、再委託に当たっては、あらかじめ書面により承諾を行うよう、所属長から所属職員に対して周知徹底した。</p>

受注者が業務の一部を第三者に再委託する場合には、事前に発注者の承諾を得るとする委託契約を遵守されたい。

平成30年度包括外部監査

監査のテーマ：業務委託に係る事務の執行について

第5 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見（各論）

22. 千葉市ひきこもり地域支援センター運営業務委託（No.87）【保健福祉局高齢障害部精神保健福祉課】

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>(2) 仕様内容（報告書P122）</p> <p>① 現状分析</p> <p>本委託契約の仕様書において、千葉市ひきこもり地域支援センターの設備、本業務により生じた諸経費等は、一部の経費を除き、委託先事業者が負担することになっており、委託先事業者はセンター運営に要する経費について、「その使途を明確にするとともに、領収書等の証拠書類を適切に保管した上で、千葉市の指示に従い報告書を提出する」としている。</p> <p>市は当該運営経費の精査を行い、委託料に余剰がある場合には委託先事業者に対して概算支出した委託料の返還を命じ（委託契約書第20条第2項）、一方で、運営経費の総額が委託料を超過した場合には、委託先事業者がこれを負担する。</p> <p>委託先事業者はこれに基づき、「千葉市ひきこもり地域支援センター会計報告・精算書」（以下、「会計報告等」という。）を市に提出しているが、運営経費の「車両費」の中に、本事業の運営経費の範囲に含まれるか疑義のある車両の修理代金が含まれている。但し、当該費用は委託料を超過した部分であるため、市はこれを負担していない。</p> <p>また、本事業の運営経費の中には、他の事業との共通経費の一部が按分され計上されているが、その按分基準が明確ではない。</p> <p>② 原因及び問題点</p> <p>委託料は概算で支払われ、委託料に余剰があると認められたときは、委託先事業者に対して返還を命ぜるとされているため、委託先事業者が報告する運営経費の内容は十分に精査されなければならない。一方で、仕様書上、運営経費は「通信運搬費、消耗品費、損害保険料、燃料費、旅費、印刷製本費、その他経費」と例示されているのみであり、その範囲が明確になっておらず、また、共通経費の按分基準も明確でないことから、会計報</p>	<p>本業務委託については、令和元年度委託分から仕様書を改め、運営経費の範囲を限定列挙し、それ以外で必要な経費が発生した場合は、事前に市の承認を受けることを明記した。</p> <p>また、他の事業との共通経費の按分基準についても、会計報告の中で明確にするよう仕様書に記載した。</p>

告等に記載された運営経費の妥当性の検証が困難である。

【指摘】

適切な運営経費が報告されるよう、運営経費の範囲を仕様上、明示されたい。

具体的には、必要な運営経費の項目を限定列挙し、それに該当しない経費については、「その他市が必要と認める経費」として記載し、支出に際し事前に市の承認を受けるように手当することが考えられる。

また、他の事業との共通経費の按分基準については、会計報告等の中で当該基準を明確にする旨、仕様書に記載することが考えられる。

平成30年度包括外部監査

監査のテーマ：業務委託に係る事務の執行について

第5 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見（各論）

24. 子ども・子育て支援新制度に係る帳票等の作成、封入・封緘及び配達業務委託（No. 94）【こども未来局こども未来部幼保運営課】

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>(4) 積算内訳書の徴収（報告書P129）</p> <p>① 現状分析</p> <p>資産経営部長から各所属長への通知「適正な入札・契約の執行について」において、業務に見合った積算内訳書を作成し、適切な予定価格を設定するとともに、落札者決定に当たっては、必ず積算内訳書等を徴収し、入札価格の積算根拠等を確認するとともに、適正な業務の履行確保が可能かどうかを十分検証することを求めている。</p> <p>本委託業務では、予定価格の設定に当たり、事業者から参考見積書を取得しているが、落札者が参考見積書を取得した事業者と同一であり、また、入札価格が参考見積書と近似（参考見積書は落札金額よりも税抜で659千円高い）した金額であったことを理由に積算内訳書が徴収されていない。</p> <p>② 原因及び問題点</p> <p>積算内訳書は落札者決定に当たり、積算根拠の確認や適正な業務の履行確保等を検証することを目的として徴収するものであることから、その目的を異にする参考見積書で代替することはできない。市が公表する「入札の心得」では、「積算内訳書及び誓約書の提出を求めている入札において、その提出がない入札」は「無効とする」とあり、そのことを踏まえると、当該入札についての有効性についても疑義が生じる。</p> <p>【指摘】</p> <p>入札執行における落札者決定に当たっては、積算内訳書を徴収し、積算根拠の確認をするとともに、業務の履行確保が可能かどうかを十分検証されたい。</p> <p>入札価格が参考見積書と近似した金額であるとの理由により積算内訳書の入手を省略することは、積算内訳書を徴収する目的から認められるものではない。積算内訳書を徴収する目的を十分に理解し、適正な積算内訳書を徴収されたい。</p>	<p>本業務委託については、令和元年度契約から、徴収した積算内訳書をもとに積算根拠及び履行確保が可能であることを確認し、落札者を決定した。</p>

平成30年度包括外部監査

監査のテーマ：業務委託に係る事務の執行について

第5 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見（各論）

25. 千葉市里親制度推進事業業務委託（No. 97）【児童相談所】

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>(3) 予定価格調書の作成（報告書 P131）</p> <p>① 現状分析</p> <p>千葉市契約規則第22条では、随意契約においても予定価格を定める必要がある旨定めているが、本契約においては、予定価格調書が作成されていない。</p> <p>② 原因及び問題点</p> <p>予定価格は、予算執行の際の上限額としての性格を持ち、議会で議決された予算を計画的に執行するために必要となるものである。千葉市契約規則第22条においても、随意契約の場合も予定価格を決定しなければならない旨を規定しており、同規則に従っていない。</p> <p>【指摘】</p> <p>千葉市契約規則第22条に基づき、随意契約である場合も予定価格調書を作成されたい。</p>	<p>本業務委託について、令和元年度委託契約分から、千葉市契約規則第22条に基づき、予定価格調書を作成した。</p>

平成30年度包括外部監査

監査のテーマ：業務委託に係る事務の執行について

第5 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見（各論）

26. 千葉市家庭ごみの減量と出し方ガイドブック等製作業務委託（No.103）【環境局資源循環部収集業務課】

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>（2）予定価格の積算（報告書P132）</p> <p>① 現状分析</p> <p>本業務委託の予定価格算定に当たっては、参考見積書に基づいて計算した材料費及び印刷製本費に、別途見積もった打合せや紙面デザインに関する直接人件費、一般管理費、納入場所への運搬費を加算している。</p> <p>材料費及び印刷製本費の算定基礎となった参考見積書の金額は、直接人件費や一般管理費、運搬費などの経費は別建てとなっておらず、これらの経費は見積もり総額に含まれていると思われる。直接人件費については、印刷製本費の単価計算において調整がされているが、一般管理費及び運搬費については調整がされていない。結果として、算定された予定価格には、一般管理費及び運搬費に相当する金額が二重に含まれていると考えられる。</p> <p>なお、予定価格の設計金額内訳書では、納品運搬費と一般管理費の合計は2,950千円となっている。</p> <p>② 原因及び問題点</p> <p>予定価格が過大に積算された場合、本来あるべき金額より高い金額で契約が締結されるおそれがある。また、予定価格をもとに最低制限価格を算定する契約においては、最低制限価格が不当に高くなり、本来の落札者が失格するなどの影響が生じるおそれがある。</p> <p>本委託業務においては、予定価格の算定において一般管理費及び運搬費に相当する金額が二重に計上されており、予定価格が過大となっている。その結果、平成29年度入札執行において、最低制限価格をわずかに下回り失格となった入札者がいたため、適切に予定価格を算定していた場合は、当該入札者は失格とならなかつた可能性がある。</p> <p>【指摘】</p>	<p>今後、参考見積書における価格の前提条件を適切に評価し、予定価格積算の際に積算項目の漏れや二重計上等の防止に十分に留意するよう、所属長から所属職員に対して周知徹底を図った。</p>

予定価格の積算は、積算項目の漏れや二重計上などが行われないよう、慎重に行われたい。

予定価格が適切に積算されないと、予定価格の超過や最低制限価格を下回ることによる失格の判断が適切に行えなくなる。本契約事務においては、取得した参考見積書における価格の前提条件を適切に評価した上で、運搬費や一般管理費などの経費を予定価格にどのように織り込むか検討する必要があった。

平成30年度包括外部監査

監査のテーマ：業務委託に係る事務の執行について

第5 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見（各論）

28. 市内医療・福祉分野産学連携推進事業委託契約（No. 115）【経済農政局経済部産業支援課】

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>（2）概算払における精算（報告書P137）</p> <p>① 現状分析</p> <p>本委託業務は、亥鼻イノベーションプラザにインキュベーションマネージャー（以下、「IM」という。）2名を配置するものである。本契約は、委託料の支払方法として概算払が採用されており、市は毎四半期に概算額を支払い、年度最後に実際の勤務日数等に基づき精算している。しかしながら、契約書には「概算払いする」旨及び概算額の記載はあるが、最終的な支払額の算定方法及び精算方法についての記載がない。</p> <p>精算時には、年度末に委託先事業者から上記費目の実際の支出額（間接費については直接経費の一定比率で計算）が示され、概算金額との差額を支払又は受領している。主な項目である「報酬」は、1日当たり単価に実際の勤務日数を乗じて算定されているが、福利厚生費、旅費交通費については、精算時に詳細な内訳が示されていない。なお、租税公課については、委託先事業者から控除対象外消費税の配賦に関する資料を入手しているものの、精算時の決裁に添付されていない。</p> <p>② 原因及び問題点</p> <p>恣意的な金額の算定を防ぐため、概算払を行うのであれば、最終的な支払額の算定基準や精算方法等を契約書等で明確にする必要がある。</p> <p>また、精算の根拠となる受託者からの費目別支出額の報告についても、旅費交通費等の根拠を入手していないため、本事業と無関係な費用が混在するおそれがある。</p> <p>【指摘】</p> <p>概算払による場合は、契約書や仕様書で概算額の算定基準や精算方法等を定めた上で実施されたい。</p> <p>具体的には、現在の精算方法を前提とすると、以下のようないくつかの事項の記載が必要である。</p> <p>➢ 給与（報酬）については、勤務日数に応じて金額を算定する旨及び勤務1日当たりの金額</p>	<p>本業務委託については、適切に概算払を実施するため、令和元年度契約分から、仕様書の内容について見直しを図り、各費目について概算額の算定基準を定めた。また、費目ごとに精算の要否を定めるとともに、その精算方法及び決算額について確認できる根拠資料の提出義務について定めた。</p>

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none">➢ 福利厚生費や旅費交通費については、その範囲及び精算時にその明細を提出する旨➢ 間接費については、その算定基準➢ 租税公課については、その配賦基準 | |
|--|--|

平成30年度包括外部監査

監査のテーマ：業務委託に係る事務の執行について

第5 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見（各論）

30. “ちば”共創都市圏におけるグリーンツーリズム推進のためのマーケティング調査業務委託 （No.119）【経済農政局経済部観光プロモーション課】

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>(2) 委託事務の管理（報告書P141）</p> <p>① 現状分析</p> <p>本委託業務では、マーケティング調査業務の一環として、受託者は個人情報（アンケート謝礼のための住所氏名等）を収集している。</p> <p>委託契約書における「個人情報取扱特記事項」には、「受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとし、発注者の承諾を得て行なった複写又は複製物については、廃棄又は消去し、発注者にその旨の報告をしなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。」とされている。しかしながら、本委託業務においては、事業の目的として収集された個人情報が市へ引き渡されておらず、また、文書による廃棄の指示や報告も行われていない。発注課担当者は、完了検査時に口頭で報告を受けたとのことであるが、これを裏付ける記録はない。</p> <p>千葉市個人情報保護条例第11条第1項第4号では、個人情報を取り扱う実施機関は、「保有する必要がなくなった個人情報については、歴史的資料として保存する必要があるものを除き、確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去すること。」が義務付けられている。また、千葉市個人情報保護条例第12条の2第1項では「第11条第1項の規定は、前条第1項の委託を受けたものが受託した業務を行う場合について準用する。」と規定されているため、個人情報を取り扱う業務を市から受託した者は、契約終了後、受託業務のために収集し保有する必要がなくなった個人情報を速やかに廃棄・消去する義務がある。さらに、千葉市個人情報保護条例第12条第1項には「実施機関は、個人情報を取り扱う事務の委託（中略）をしようとするときは、当該個人情報の保護に関し必要な措置を</p>	<p>本業務委託について、個人情報の適切な管理のため、文書での廃棄完了報告を求め、事業者から「個人情報消去・廃棄報告書」を受領した。</p> <p>なお、今後、業務委託の終了時においては、個人情報の返還・廃棄に関する指示、報告を徹底するため、政策法務課が作成した「外部委託時のチェックリスト」を活用することとした。</p>

講じなければならない。」とされている。

② 原因及び問題点

本委託業務の発注者である市は、業務履行後、委託先事業者が本業務のために収集した個人情報について、速やかに廃棄・消去するよう指示し、報告を受ける必要がある。委託先事業者が市の業務に関して収集した個人情報が万が一漏えいや目的外利用された場合、市としても責任を負うおそれがある。

本委託業務におけるアンケート謝礼のための住所氏名等の個人情報について、漏えい又は目的外に使用されることを防止するため、委託契約書の個人情報取扱特記事項に基づき、委託先事業者に当該個人情報の廃棄又は消去を指示する必要があったところ、指示書や報告書などの記録がないため、市個人情報保護条例第12条第1項の「必要な措置」が講じられているか確認できなかった。

【指摘】

個人情報の適切な管理のため、個人情報取扱特記事項及び千葉市個人情報保護条例第12条第1項に基づき、業務終了後に廃棄又は消去を指示し、文書での廃棄完了報告を求められたい。

本契約においては、委託業務のために収集したアンケート謝礼のための住所氏名等の個人情報について、委託先事業者から文書での廃棄完了報告入手されたい。

なお、業務委託の終了時において、個人情報の返還・廃棄に関する指示、報告を徹底させるためには、完了検査時のチェックリストを作成して個人情報の返還・廃棄をチェック項目とすることや、個人情報廃棄等の指示書のひな型を作成することなどが有用である。